

地域主権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

都市自治体は、地域が持つ個性や住民ニーズに対応した行政サービスを提供するために徹底した行財政改革に取り組んでいるが、より一層行政サービスを向上させるためには、地域主権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地域主権改革の推進について

(1) 昨年成立した第1次、第2次一括法及び継続審議となった第3次一括法案に盛り込まれた事項に留まることなく、都市自治体の自由度が高まるよう、更なる権限移譲及び廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを進めること。

(2) 権限移譲は、都市自治体の地域の実情に合った特色あるまちづくりが可能となる包括的なものとし、都市規模に応じて積極的かつ機能的に移譲を進めること。

また、地方分権の推進と財源の移譲は軌を一にするものであることを再確認し、地方交付税制度による財政措置ではなく、都市自治体へ移譲する事務に見合った財源を移譲するとともに、都市自治体が適切に事務を処理できるよう、様々な支援体制を整備すること。

(3) 国の出先機関改革にあたっては、災害等緊急時の広域的かつ機動的な対応のあり方、必要財源の確保、意思決定等の具体的な仕組み等の制度設計を明らかにするとともに、国民の安全・安心に主眼をおき、地域の実情に精通している都市自治体の意見を尊重して慎重かつ十分な協議を実施すること。

2. 地域自主戦略交付金について

地域自主戦略交付金は過渡的な制度とし、地方税財政制度全体のあり方の中で今後の運用等を議論すること。

また、地域自主戦略交付金を政令市以外の都市自治体に導入する場合は、国と地方の協議の場等で合意形成を図り、総額を縮減することのないよう十分な財政措置を講じること。

3. 地域情報プラットフォームの普及促進について

地域情報プラットフォームを活用して情報システムを導入する都市自治体に対し財政措置を講じるなど、地域情報プラットフォームの普及促進を図ること。

4. 基地対策予算について

(1) 国有提供施設等所在市町村交付金と固定資産税・都市計画税との乖離があることから、平成25年度予算において交付金を増額するとともに、基地交付金の対象となる資産を拡大すること。

(2) 基地周辺対策事業に係る財源を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大するなど、適用基準を緩和すること。

5. 本人通知制度の整備について

住民票等の不正請求対策として、第三者などに住民票等を交付した場合に本人へ通知する「本人通知制度」の戸籍法及び住民基本台帳法を整備すること。

6. 人権施策の推進について

真の人権尊重の社会を実現するために人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を真に実効性のあるものにするるとともに、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する法律を早期に制定すること。

7. 期日前投票及び不在者投票について

衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官の国民審査について、期日前投票期間と不在者投票期間が異なることにより選挙事務が煩雑になっているため、早期に関係法令を整備し事務負担の軽減を図ること。

8. 債権管理における情報共有の制約の緩和について

地方税や保険料等の滞納を効果的・効率的に回収するためには債務者情報の共有が不可欠であることから、同一都市自治体内の債権回収業務に関して地方税法及び地方公務員法等の守秘義務の制約を緩和すること。

9. 国庫補助金の必要額の確保等について

予算編成後や執行年度に入ってから国庫補助金の大幅削減が通知され都市自治体を実施する事業に支障が生じないよう、特に継続事業に対する国庫補助金について当初認定した計画に見合った額の財政措置を確実に講じるとともに、補助制度を変更する見込みがある場合は、速やかに都市自治体へ情報を提供すること。

10. 地方議会議員年金制度について

地方議会議員年金制度の廃止に伴う都市自治体の負担増加分の財政措置方法を、地方交付税制度から積算根拠が明確で公平な交付金等の制度に変更するとともに、都市自治体の負担増加分の全額を負担すること。

11. 住民訴訟における賠償責任範囲の制限について

地方自治体の長は、地方自治法第242条の2の規定により、「故意又は重大な過失」の有無にかかわらず、「違法な行為又は怠る事実」のみで無制限の損害賠償責任を負うことから、国家公務員と同様に「故意又は重大な過失があったとき」に限定するよう地方自治法を改正すること。

12. 財政融資資金の補償金免除繰上償還について

都市自治体の財政運営の健全化を更に進めるため、地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除（地方財政法附則第33条の9）の特例期間の延長を継続するとともに、対象団体の適用緩和や対象地方債の拡大を行うこと。

13. 地方消費者行政活性化基金の継続について

平成24年度に終了する予定の地方消費者行政活性化基金について、平成25年度以降も継続して事業を実施できるよう、恒久的な財政措置を講じること。

地震・津波防災対策の充実強化について

(東 海)

近い将来の発生が懸念される南海トラフの巨大地震に伴う巨大津波や大型化する台風、頻発する集中豪雨など自然災害の脅威が増している。

国民の生命と財産を守るため、ハード対策と減災面等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策は、喫緊の課題であり、既存の法制等にとらわれることなく、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波等に関する総合的な対策の強化について

- (1) 南海トラフの巨大地震など新たな地震被害想定に対応して地域防災計画を見直し、新たに必要となった対策について、関係法令の整備及び従来の枠組みにとらわれない弾力的な財政措置を講じること。
- (2) 企業や住宅、避難所等の高台あるいは内陸移転について、地域の実情に応じた速やかな土地利用が可能となるよう、東日本大震災復興特別区域法において措置されているように、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法等に対する特別法を制定し、土地利用規制の緩和措置を講じること。
- (3) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進めるとともに、被害が発生した場合の住宅修繕への財政支援や、公共施設の復旧に向けた指針を作成すること。

2. 地域防災力の強化について

- (1) 防災対策として実施するハザードマップ作成、防災訓練、小中学校の防災教育及び地域の防災リーダー育成等の減災事業支援制度を創設すること。
- (2) 大規模災害時にはより多くの支援が必要なことから、水防団が消防団と同様に地域の防災組織活動ができるよう、専任水防団員の公務範囲の拡大と業務を明確化すること。
- (3) 都市自治体及び自主防災会が行う防災対策事業（防災用備品・備蓄食料品等の購入費、防災訓練事業費）に要する経費について、充実した財政支援制度を創設すること。
- (4) 地震発生時の火災に消防水利を確保できる耐震性貯水槽の設置が急務であるため、消防防災施設等整備費補助金について、適切な財政措置を講じること。

3. 津波避難施設等の整備促進について

- (1) 新たな想定に基づいた津波浸水区域内にある公共施設において、津波避難施設としての改築費用及び防災拠点施設としての浸水区域外への移転費用に対する補助制度の導入など、津波防災対策の更なる充実強化及び財政措置の拡充を図ること。
- (2) 津波避難タワーをはじめ避難路・避難案内板の整備、停電時に使用可能な蓄電機能を備えた避難誘導灯など、住民が避難することに重点を置いた財政措置を講じること。

4. 海岸堤防等の防災機能強化について

- (1) 長島海岸堤防をはじめとした耐震化整備中の海岸堤防の早期完成と、城南海岸堤防等の耐震対策がなされていない海岸堤防等の早期整備を図ること。
- (2) 津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の早期完了に向けた財政措置を講じること。
- (3) 護岸・堤防が未整備の志摩市布施田海岸等について、早急に整備すること。

5. 公共施設の耐震化の促進について

- (1) 学校施設の非構造部材の耐震化工事は、老朽化に伴う校舎の大規模改修も含め、今後長期的かつ計画的な対応が必要であることから、財政措置を拡充すること。
- (2) 小中学校施設の耐震化補強工事及び大規模改修事業等は、地域の実情も踏まえ確実に早期完了するため、財政措置を継続するとともに、国庫補助枠を拡充すること。
- (3) 耐震化工事実施時における補助単価等について、地域の実態を踏まえ引き上げること。
- (4) 多数の人が出入りする文化・スポーツ施設等について、地震によるつり天井の崩落を防ぐ耐震改修に対する財政措置を講じること。
- (5) 災害時のライフライン確保のため、管路や水源地等の水道施設の耐震化事業費について、新たな財政支援制度を創設すること。

6. 耐震改修等に対する支援について

- (1) 平成22年度に緊急支援事業として実施された住宅の耐震改修等への上乗せ支援を、恒久的な事業とするとともに、財政措置を拡充すること。
- (2) 大規模地震災害に向けた住宅耐震化を促進するため、住宅の耐震補強工事に対する補助要件の緩和や補助率の拡充措置を講じること。

7. 基幹的広域防災拠点の整備について

首都圏、京阪神圏と同様に、東海地域にも基幹的広域防災拠点を早期に整備すること。

8. 原子力防災対策に対する支援について

原子力防災対策を重点的に充実すべき区域は、原子力施設から一律的な距離とせず、地形や気象特性等を反映した科学的根拠に基づいて設定し、併せて放射線量等測定機器、防護服及びヨウ素剤の配備等に財政措置を講じること。

9. 福島第1原子力発電所事故への対応について

農産物・農産加工品の風評による取引価格下落などの損害に関し、誠意ある姿勢をもって損害賠償に応じるよう、東京電力株式会社に対して指導・監督すること。

10. 災害廃棄物の受入処理について

災害廃棄物受入れにより生じた風評被害に対して、賠償の基本的な考え方を明確にするとともに、風評被害が生じた場合、すべて賠償の対象にすること。

11. 情報伝達体制の充実強化について

- (1) 災害時における国民への迅速かつ正確な情報伝達手段を整備するため、同報無線デジタル化整備事業に伴う新たな財政措置を講じること。
- (2) 消防救急デジタル無線の整備に対し、財政措置を拡充すること。
- (3) 高速道路等の無線基地局や消防救急無線通信補助設備は、消防救急無線のデジタル化整備に合わせ、省庁間で調整し明確化を図ること。
- (4) 音声・文字・映像が同時配信でき、市販の受信端末（タブレット）や携帯端末で受信可能で、目や耳の不自由者や高齢者に扱い良く、避難時に携帯できるなどのメリットを有するエリアワンセグの防災放送への構築事業に対する財政措置を講じること。

保健・医療・福祉施策の充実強化について

(東 海)

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、少子高齢化の進展への対応や地域医療の確保をはじめとした保健・医療・福祉施策の一層の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国民健康保険制度の抜本的な見直しについて

- (1) 国民健康保険は、高齢化の急速な進展に伴う医療費増加の影響や低所得者の加入割合が高いことなど構造的に財政基盤が極めて脆弱であるため、財政状況は厳しく、国民健康保険に対する財政支援が、都市自治体の財政を逼迫させている。安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。
- (2) 医療保険制度を一本化するまでの当面の間は、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、国又は都道府県に広域化し、都市自治体との適切な役割分担のもと、国保制度の再編を行うこと。
- (3) 国又は都道府県を主体とした新しい国保制度に移行するまでの間、都市自治体における国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
- (4) 制度の移行に際しては、新たな都市自治体の負担や保険料負担の増加を招かないよう適切な措置を講じるとともに、高齢者など低所得者に対する負担軽減策を拡充・強化すること。
- (5) 保険者の責に帰さない新たな国民健康保険調整交付金を創設し、基礎自治体間の保険料負担格差是正の措置を講じること。
- (6) 社会保障制度の充実のために都市自治体が各種医療費助成を主体的に実施する際の国庫支出金減額措置を廃止すること。

2. 新たな高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度については、国が責任を持って持続できる制度を構築するとともに、都道府県ごとに検討が進められている国民健康保険制度の広域的運営方針にも大きく関わるため、国で議論されている方針決定は、都市自治体において十分な準備期間が確保できるよう早期に完了すること。

3. 介護保険制度について

- (1) 急速な高齢化により介護給付費が更に増加することが見込まれ、都市自治体及び被保険者の負担を軽減できるよう、介護給付費の国庫負担率の引上げを行うこと。
- (2) 地域密着型特別養護老人ホームをはじめ認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)など介護施設の基盤整備が引き続き必要であることから、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を平成25年度以降も継続すること。

4. 医師等の確保対策及び地域医療の充実について

- (1) 医師に一定期間、地域医療従事の義務付けや人口比・人口実態に即した医師の都道府県別定員枠の設置など再配分・適正配置の制度化や医師を地方へ派遣する仕組みの創設など、医師の地域間、医療機関間及び診療科目間の偏在解消を積極的・具体的に講じること。
- (2) 医師臨床研修制度については、医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ研修医受入れ地域や病院の偏在を解消する見直しとともに、財政措置を講じること。
- (3) 地域において適正な医師養成数を確保するため、県の人口に応じた医科系大学を新たに設置するとともに、地元に着する医師の養成を図るため適切な措置を講じること。
- (4) 看護師等の不足に対して実効性ある施策及び財政措置を講じること。
- (5) 地域医療を支える地方病院及び自治体病院への財政措置を講じること。
- (6) 消費税率が引き上げられると病院事業の消費税負担額が更に増大し、病院経営に深刻な打撃を与えるとともに、税制全体にも与える影響が大きいため、医療費に係る経費については十分な策を講じること。

5. 少子化対策及び子育て支援施策の充実強化について

- (1) 出産までに必要とされる妊婦健康診査費用については、継続実施できるよう恒久的制度として、早急に国の責任において全額公費負担の財政措置を講じること。
- (2) 不妊治療費の助成については、所得制限を緩和するとともに、特定不妊治療費に限定することなく、一般不妊治療費についても対象とすること。また、不育症についても、財政措置を創設すること。
- (3) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの早期受診環境整備や傷病の重症化を予防するため、全ての子ども・子育て家庭を等しく助成する国の子ども医療費助成制度を創設すること。
- (4) 国は所得税額等に応じて保育所保育料徴収金基準額を定めているが、多くの都市自治体は、多様化する保育ニーズ事業や保育料の減額措置等により、財政負担が増加している。国は保育所保育料徴収金基準額について、都市自治体及び保護者の負担が軽減できるよう見直すこと。
- (5) 待機児童を抱える都市自治体の少子化対策の促進と緊急度の高い地震防災・津波対

策に対応できる公立保育所の施設整備に財政措置を講じること。

- (6) 保育所及び認定こども園の施設整備を推進するため、子育て支援対策臨時特例交付金を平成25年度以降も継続するとともに、地域子育て創生事業について、補助制度を復活させること。
- (7) 母子・寡婦福祉資金の貸付及び母子家庭自立支援給付金の支給対象に、父子家庭の父を含めるよう事業を拡充し財政措置を講じること。

6. 放課後児童対策の充実について

- (1) 放課後児童対策の更なる充実のため、放課後児童クラブの実態に見合った財政措置の拡充を図ること。
- (2) 放課後児童クラブの質の高い保育を確保するため、法令上に「従うべき基準」ではなく、「最低基準」として、指導員の資格や指導員数の基準を設定すること。
- (3) 障がい児受入数に応じた対応指導員配置に係る加算措置を講じること。

7. がん検診推進事業の継続実施等について

- (1) 女性特有の乳がん・子宮がん及び大腸がんを検診の対象としたがん検診推進事業について、平成25年度以降も継続するとともに、国の責任において全額財政措置すること。
- (2) がん検診事業は、がんに対する関心の高まりにより受診率の向上がみられるが、更に受診率アップには普及・啓発の推進に併せ、保険者にがん検診を義務づけるなど制度を見直すこと。

8. 予防接種事業について

- (1) 平成24年度に延長された子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金を継続実施すること。
- (2) 早期に予防接種法を改正し、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンを定期予防接種化すること。
- (3) 平成24年9月に生ポリオワクチンから移行した不活化ポリオワクチンは、国の責任において財政措置を講じること。
- (4) 定期予防接種費用は国・県の負担がなく、都市自治体の財政負担は年々増加しており、国・県の財政負担が伴う新たな制度を創設すること。

なお、新制度を創設するまでの間は、接種者への実費徴収を改め、国の責任において十分な財政措置を講じるとともに、全国統一的な委託単価標準を設定すること。

- (5) 制度改正にあたっては、都市自治体の予算編成や住民への周知などの準備に支障が生じないように、法改正の骨子や財源の枠組みを早期に示すこと。
- (6) 定期予防接種に係る都市自治体における財政負担が増加しているため、定期予防接種の財政措置を地方交付税制度から国庫負担金制度へと改め全額財政措置を講じるとともに、定期予防接種化の検討が進められている子宮頸がん予防等の7ワクチンの

予防接種についても、国の責任において全額財政措置を講じること。

9. 障がい者福祉について

発達障がいの子どもの早期療育は、障がいの改善、軽症化に効果を発揮することから、都市自治体の早期療育施設（児童発達支援施設）の整備に対して、補助対象となるよう現行制度を見直し、適切かつ十分な支援措置を講じること。

10. 障がい者雇用促進の支援強化について

障がい者の自立を促進するために欠かせない就労支援は、障がい者福祉の向上の観点から、ジョブコーチ等の人的支援拡大等の支援強化措置を講じること。

11. 生活保護制度について

- (1) 国の責務である生活保護制度は、国庫負担割合を4分の3から人件費を含めた生活保護に係る費用全額を国庫負担とすること。
- (2) 入国後生活保護申請をする外国人に対し、上陸時の審査（在留期間の生計維持を保証する身元保証書等の書類審査）及び都市自治体が審査書類の提示を求めた場合の提示指導等の徹底を図ること。
- (3) 複雑多様化する社会情勢に対応が難しくなっている現行制度を、抜本的に改正すること。

12. 民生・児童委員について

- (1) 民生・児童委員の活動費及び報酬を活動の実態に即し増額するなど、財政措置を講じること。
- (2) 民生・児童委員の増員を図るとともに、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できる法整備を講じること。
- (3) 民生・児童委員の役割、位置づけを明確にすること。
- (4) 複雑・多様化する社会情勢に対応でき、地域福祉の中核的な担い手としての役割を担えるよう、民生・児童委員制度を抜本的に改正すること。

13. 総合特別区域法を活用した健康・まちづくり施策の支援について

- (1) ハード・ソフト一体となった総合的な健康づくり施策の推進について、国が主導的かつ積極的に住民意識の醸成を図り、総合特別区域法を活用した取組みを支援すること。
- (2) 個人の医療・健康に関する個人情報データを第三者に提供する場合のデータの匿名化に明確な規定を設けること。
- (3) 予防施策の評価指標である健康寿命は、基礎自治体単位で簡易に把握でき、評価に活用できるようにすること。

14. アスベストによる健康被害対策について

- (1) アスベスト健康被害に関する国の全面調査の実施と結果の公表、救済制度の拡充及び健康管理制度を確立すること。

(2) 中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する検診の実施など恒久的な健康管理システムを創設すること。

(3) 住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

1 5. 生食用食肉規制への対応について

(1) 牛レバーについて、国による新たな殺菌方法の確立など、食の安全に向けた対応策を講じること。

(2) 生食用鶏肉について、明確な規格基準の設定がされていないため、早急に明確な衛生基準等の整備を講じること。

都市基盤・生活環境整備及び産業振興等の 充実強化について

(東海)

地域住民が安全かつ安心して暮らすことができる快適な社会基盤や生活環境整備、活発な社会経済活動を支えるための都市整備と、地域の産業振興や雇用の安定確保に一層の充実強化が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 道路整備事業の財源確保及び促進について

- (1) 地域の活性化と連携強化のため、必要な高規格道路などの直轄事業の整備をはじめ、高速道路から生活道路までバランスのとれた道路ネットワーク整備、大規模災害に備える幹線道路ネットワーク整備とミッシングリンク解消及び著しく遅れている地方の道路整備事業等が、着実に推進できるよう財政措置を講じること。
- (2) 幹線道路網の整備のため、社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備）による、道路改良事業を推進している都市自治体に対し、更なる事業推進のための社会資本整備総合交付金を確実に交付すること。
- (3) 産業創出や雇用拡大等地域活性化に大きな期待が寄せられている、東海環状自動車道の平成32年度の全線供用に向け事業を推進すること。
- (4) 東海環状道路西回り区間の新名神高速道路との接続ポイントとなる四日市北JCT（仮称）から名神高速道路養老JCTに繋がる区間を早期完成させるとともに、いなべ市内のパーキングエリア、スマートインターチェンジを設置すること。
- (5) 新名神高速道路の四日市から亀山区間の早期完成、及び亀山西JCTのフルジャンクション化を実現すること。
- (6) 地域住民の安全・安心の確保、高速道路ネットワークの構築による広域的な交流及び地域活性化のため、早期に東海北陸自動車道の全線4車線化整備を実施すること。
- (7) リニア中央新幹線の中津川中間駅の開業に向け、沿道地域の広域連携と発展を支えるため広域幹線道路として、国道19号瑞浪恵那道路の整備方針を早期決定し事業着手すること。
- (8) 岐阜・西濃圏域を結ぶ産業・経済の大動脈として重要な路線である国道21号の6

車線化、及び岐阜南部横断ハイウェイの早期整備を図ること。

- (9) 一宮中入口から岐南インター間の名岐道路（国道22号）の事業化を図ること。
- (10) 国道156号岐阜東バイパスの事業促進を図ること。
- (11) 伊勢志摩連絡道路のうち、伊勢市二見町松下から鳥羽市白木間の第二伊勢道路の平成25年度完成、国道167号鷺方磯部バイパスの早期完成及び平成24年度新規採択の磯部バイパスの建設を推進すること。
- (12) 国道23号中勢バイパス道路の全線を早期供用すること。
- (13) 国道1号の伊勢大橋架替事業に早期着手すること。

2. 港湾整備事業の促進について

- (1) 港湾は、産業と経済の発展を支え、地域の生活や産業活動の拠点及び東海地震等の災害対策として重大な役割を果たし、また、空港や高速道路などの整備により、陸・海・空を結ぶ新たな交通ネットワークの形成と利便性の向上が期待されるとともに、国際的な産業活動の拠点として発展していくため、バースの整備など港湾整備事業を促進すること。
- (2) 三河港神野地区の7号岸壁第4バース（耐震強化岸壁）の新規直轄港湾整備事業採択、臨港道路東三河臨海線（御津1区～御津2区間）の実現、蒲郡地区のマイナス1.1m岸壁、ふ頭用地等の整備促進及びアクセス道路（豊橋港IC～三河港大橋間の立体化及び三河港大橋～田原4区間）の整備を早期着手すること。

3. 治水・砂防・河川整備事業の財源確保等及び促進について

- (1) 局地的な豪雨による内水氾濫対策を促進するため、流域貯留浸透事業の補助率を引き上げること。
- (2) 生命・財産を自然災害から守るため治水・砂防事業の計画的かつ着実な推進を図るとともに、土石流の危険性のある箇所への砂防施設整備を早急に講じること。
- (3) 土砂災害防止法特別警戒区域（レッドゾーン）内に家屋を有する者に対し、区域外への移転支援制度を創設すること。
- (4) 土砂災害特別警戒区域内で住宅を建替える場合、土砂災害に耐えうる構造住宅は建築費用が高騰することから、区域外への転出と転出による土地の荒廃を防ぎ豊かな地域づくりを促進するため、同区域内での住宅建替えに対し補助制度を創設すること。
- (5) 台風の激甚化や短期的局地的豪雨等に対する河川改修事業の整備推進を図るため、必要な財政措置を講じること。
- (6) 台風、大雨等による浸水被害がある一級河川雲出川河川改修事業を早期完了させること。
- (7) 岐阜県の境川改修事業の事業促進を図ること。

4. 都市基盤整備事業や土地利用整備事業の財源確保及び促進等について

- (1) 社会資本整備総合交付金から地域自主戦略交付金への移行が段階的に進められている中、社会資本整備総合交付金としての採択事業の遅延を防ぎ計画的なまちづくりを推進するため、社会資本総合整備計画に対する交付金に必要な財政措置を講じること。
- (2) 中心市街地周辺における都市基盤整備事業の促進を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業及び名鉄名古屋本線連続立体交差事業等に必要な財政措置を講じること。
- (3) 区域区分（線引き）に関する都市計画決定権限を、法定移譲された政令指定都市以外の都市自治体にも移譲すること。
- (4) 公共事業の円滑な推進のために生産緑地を公共事業の代替地として買収することができるよう、制度を改正すること。
- (5) 国土の有効利用と保全のために土地の実態を正確に把握する地籍調査事業は、国による実施事業とすること。なお、現行どおり都市自治体が主体の場合は、調査費用の負担軽減を図るため、地籍整備推進調査費補助金等の財政措置を講じること。
- (6) 地域の実情に応じた弾力的なまちづくりを可能にするため、都市自治体に対して、農地転用許可に係るすべての権限を移譲すること。
- (7) 都市自治体が公共施設等を設置する場合、行政運営の支障とならないよう農地の転用許可規制を緩和すること。
- (8) 高速道路網の優位性を活かした高速道路の出入口周辺でのまちづくりのため、市街化調整区域にある地区計画内の農地は全て第3種農地として取り扱うよう、農地の転用許可基準を拡大緩和すること。
- (9) 農振農用地を含めた工業団地の計画では、農振法に基づく27号計画を策定し、計画地内の農地を農用地から除外する必要がある。平成21年12月に改正農地法が施行され、27号計画の運用が厳格化し、農業を振興するために必要な施設に限られることとなったが、「地域の農業を振興する施設」の定義については、未だ不明確であることから、基準を早期に明確化すること。また、第2種農地の農地区分「第3種農地に近接する区域そのほか市街化が見込まれる区域内にある農地」の、「市街化が見込まれる区域」の定義が不明確であることから解釈基準を早期に明確化すること。
- (10) 中山間地域等、人口減少地域において農業後継者等の居住地確保のため、農業振興地域制度及び農地転用等について、弾力的な運用ができるよう基準を改正すること。

5. 交通関連整備事業の財源確保及び促進等について

- (1) 関東圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線新駅との直結について、国家的プロジェクトに値する重要課題としての議論を高め、新駅設置の早期実現に向け関係者への強い働きかけを行うこと。
- (2) 地方鉄道の路線維持確保のため、経常損失に対する欠損補てん制度、沿線都市自治

体が実施する利用促進策及び沿線都市自治体が行う大手鉄道事業者への支援制度を創設すること。

(3) 離島の住民の定期航路事業を実施している都市自治体は、燃料油価格の高騰により離島航路の事業経営が圧迫され、運航継続が困難となるため、安定した燃料油価格の供給対策を講じること。

(4) 自転車を利活用したまちづくりを推進するため、各種自転車活用推進イベント事業及び利用環境整備事業への財政支援制度を創設すること。

6. 産業振興整備事業の財源確保及び促進等について

(1) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業（戦略補助金）は、国の事業仕分けにより廃止評価が下されたが、中心市街地や商店街の衰退は全国的な課題であり、活性化基本計画を策定し活性化に取り組んでいる都市自治体の創意工夫に柔軟に対応できる支援制度を構築すること。

(2) 財政状況が厳しい都市自治体が優良企業を誘致するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条で定める地方税の課税免除措置の固定資産税対象に償却資産を追加すること。

7. 農業・農村整備事業の財源確保及び支援について

(1) 地域の農地・農業用水や地域環境を守る取組みを支援する農地・水保全管理支払交付金は、配分額に応じて活動計画を見直さなくてもいいように地域活動組織の要望に沿った国の財政措置を講じること。

(2) 農業・農村整備事業の計画的な推進のため、中山間地域の農業・農村整備事業に必要な財政措置を講じること。

(3) 平成24年度に新規事業として実施している新規就農総合支援事業は、就農意欲がある要件を満たす希望者全てに給付できるよう、また、平成25年度以降も安定的に運営できるよう財政措置を講じること。

(4) 青年就農給付金の経営開始型の給付要件について、3親等以内からの所有権・利用権で農地を耕作し、営農を開始した新規就労者についても、経営継承（跡継ぎ）とみなさず、新規就農として給付の対象とするよう支給要件を見直すこと。

(5) お茶の振興に関する法律の成立に伴い、国の農業体質強化基盤整備促進事業によって、平成23～25年度までの期間に限って、防霜ファン施設の更新整備が補助制度の対象となったが、茶農家にとって3年間で施設の更新を完了することは、経営的に困難なため、防霜ファン施設の更新整備を希望する茶農家が、円滑に更新整備を完了することができるよう事業期間を延長すること。

8. 森林整備事業の財源確保及び支援について

(1) 国有林のナラ枯れ被害等の駆除予防対策を早期に実施し、都市自治体が適切な被害対策ができる補助対象の被害対策メニューの拡充と財政措置を講じること。

- (2) 森林・林業再生プランの着実な推進に向け、継続的かつ安定的な森林整備事業に財政措置を講じること。
- (3) 間伐材搬出の路網整備、間伐促進対策、奥山等の環境林整備のため、森林整備支援策の強化拡充を図ること。
- (4) 奥地等の森林について、環境保全を重視する森林として必要に応じた切捨間伐に対する財政措置を講じること。
- (5) 山腹崩壊等危険地の災害防止や森林保全のため、流域全体を見据えた計画的かつ効率的な治山対策事業を早急に実施すること。
- (6) 木材需要量の減少や材価の下落を改善するため、木材住宅の建設促進施策を拡充すること。
- (7) 林産業等の振興と森林保全につながる公共建築物等への地域産材活用に、支援制度の継続実施と強化拡充を図ること。

9. 鳥獣の被害防止対策及び捕獲制度改正について

- (1) 生息数が多く広域を移動する有害野生鳥獣に対する抜本的対策を策定すること。
- (2) 地域住民が主体となり鳥獣被害防止の施設設置活動に定額交付される鳥獣被害防止総合対策交付金の事業継続及び更なる財政措置を講じること。
- (3) 野生鳥獣による農作物被害の広域化・深刻化に対応した鳥獣被害防止総合対策を継続し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 有害鳥獣捕獲者の養成や技術向上施設である射撃場整備について、鳥獣被害防止特措法に明記されたことから、鳥獣被害防止総合対策事業の補助対象に射撃場整備事業を加えること。
- (5) 基礎自治体が要請する有害鳥獣捕獲のための夜間や道路上等における銃の使用規制を緩和する法整備をすること。
- (6) 基礎自治体を実施する有害鳥獣捕獲で十分に安全性が認められる場合は、銃の消音器の使用規制を緩和する法整備をすること。

10. 生活環境整備事業の支援拡充について

- (1) 公共施設の新設・更新から既存ストックの活用・延命化にシフトしていくことが時代の趨勢である中、都市自治体の財政負担軽減のため、長寿命化計画策定及び長寿命化関連工事に要する経費に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 市町村合併や老朽化による施設更新に伴い不要となり、取り壊しの必要が生じた公共施設について、一般財源による解体経費の捻出が困難な都市自治体に対し、新たな財政支援制度を創設すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設整備事業に対する国の財政支援策である循環型社会形成推進交付金制度は、平成25年度以降も交付申請額満額を交付する財政措置を講じること。

- (4) 防災・防犯・住宅環境・衛生・景観等の広い分野に亘り課題となっている所有者不明や廃家で適正管理されていない空き家に対し、実効的対策が可能な法整備をすること。
- (5) 少子高齢化・核家族化・人口減少等により、空き家問題は、地域の住環境の整備や防犯面等から社会問題化しており、空き家再生等推進事業の必要性が増大するため、平成26年度以降も事業を継続すること。
- (6) 住民の日常生活に欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に重要な役割を担っている公衆浴場事業者の経営安定化のため、支援制度を創設すること。

1 1. 水道整備事業について

- (1) 石綿セメント管の更新の国庫補助制度は平成23年度に終了したが、安全で安定した水道水の供給のため、再度国庫補助の対象とすること。
- (2) 都市自治体の水道事業は、人口の減少に伴う使用料を含め事業運営が厳しい中、老朽化した水道施設が更新や改良時期を迎え、都市自治体と住民の負担軽減のため、水道事業の補助採択基準を緩和すること。

1 2. エネルギー政策について

- (1) 住民・事業者・行政における新エネルギーの導入・活用・普及、技術開発等が促進できるよう補助制度の創設及び拡充等の積極的な財政支援策を講じること。
また、環境・エネルギー施策に対する国民ニーズを十分に踏まえて、有効な地球温暖化防止対策を推進すること。
- (2) 地域グリーンニューディール基金が受け皿となっている再生可能エネルギー等導入推進基金事業について、対象・規模を拡大し、公共施設等への太陽光発電システム設置全般に対する財政支援措置の拡充を図ること。
- (3) 自然エネルギーによる発電活用の促進を図るため、住宅用太陽光発電システム導入支援補助制度の継続及び拡充を図ること。
- (4) 温室効果ガス削減に取り組む都市自治体に、国と地方の役割を明確にした具体的で実現可能な工程を示し、再生可能エネルギーや蓄電池等分散自立型エネルギーの普及に十分な支援を継続すること。

1 3. 緊急雇用事業について

平成23年度で終了した緊急雇用事業の期間を延長し、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加交付を実施すること。

1 4. 景観形成のための支援制度創設について

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、国民共通の資産として、その整備及び保全を図るため、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした取組みへの支援制度を創設すること。

15. 震災・原発事故の影響による観光誘客支援について

外国人観光客の増加を図るため、国内外の震災・原発事故の影響を受けた観光面における風評被害の払拭、誘客事業の継続及び関係事業の支援を拡充すること。

教育及び文化施策の充実強化について

(東 海)

少子高齢化等の進展により子どもを取り巻く環境も大きく変わってきており、子どもたちが健全に成長していくには、学校、家庭及び地域社会が相互に連携・協力し合う施策や文化振興に係る施策の充実が重要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 幼稚園就園奨励事業について

- (1) 幼稚園就園奨励事業の制度拡充や補助要件の緩和は、都市自治体に更なる財政負担を生じさせているため、幼稚園就園奨励事業制度のあり方を抜本的に見直すこと。
- (2) 幼稚園就園奨励費の国庫補助金は、補助申請額に対し圧縮率を乗じるなど都市自治体にその負担を転嫁することなく、国は全額財政措置を講じること。

2. 学校・幼稚園規模適正化推進事業への支援について

児童生徒数の減少傾向による小規模校や複式学級の増加等の課題に対し、都市自治体は、教育環境の向上を目指し統廃合等規模適正化に取り組んでいる。しかし、遠距離通学に対する助成措置、教職員の加配措置など各自自治体レベルでの対応が困難になっているため、学校・幼稚園の統廃合等規模適正化の推進に向け、支援措置の拡充を図ること。

3. 就学援助費の超過負担の解消について

要保護児童生徒に対する就学援助費、特別支援教育就学奨励費及び私立幼稚園就園奨励費など教育関係補助事業について、都市自治体が超過負担を生じないよう、国の責任において補助率に基づき算出した補助金額を全額交付すること。

4. 小中学校35人学級編成の推進について

小学2年生の35人学級については、一時的加配措置ではなく義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の標準に関する法律）を改正すること。

また、小学校3～6学年及び中学校での35人学級の導入を図ること。

5. 教職員配置への財政支援について

学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加、35人学級編成の導入及び特別支援教育の必要性の高まりに対応するため、教職員配置への財政措置を講じること。

6. 特別支援教育の充実について

- (1) 特別支援学級編制基準は、1学級8人であるため情緒学級の運営が難しく、同学級編成標準を特別支援学校小中学部の学級編成標準に準じた6人に改善すること。
- (2) 通常学級内において、発達障がいとそれに伴う問題行動や不登校等により、特別な教育支援を必要とする児童生徒が増加している。問題行動や不登校など二次障がいを未然に防止し、小1ギャップ（幼稚園・保育園等からの進学に伴う不適応）や中1ギャップ（不適応を起こしやすい）の解消を図るため、特別支援教育を行う校内チームの中心的役割を担う専任教職員を各学校に配置すること。
- (3) 特別支援教育支援員の配置は、普通交付税による財政措置が不十分なため、国の交付金事業を活用しているが、この活用では継続配置が困難なため、特別支援教育支援員派遣事業の国庫補助制度を創設すること。

7. 高等学校における特別支援学級設置の法整備等について

学校教育法施行規則及び高等学校設置基準には、高等学校への特別支援学級の設置に係る規定がなく、特別支援学校及び発達支援学級の定数が限定され障がいのある児童生徒の高等学校への進学について、選択肢が限定されている。高等学校における特別支援学級の設置について、関係する法整備や教職員の定数措置を改善すること。

8. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の拡充について

- (1) 児童生徒の心の問題や友人関係、保護者の養育等の家庭問題も多く、それらに的確に対応できるスクールカウンセラーを全小学校に配置すること。
- (2) 個々の児童生徒に対する適切な支援及び特別支援教育における子どもの理解や児童虐待等に対して、関係機関と緊密に連携することが必要不可欠であるため、社会福祉的視点を持つスクールソーシャルワーカーの増員について財政措置を講じること。
- (3) 児童生徒の問題行動の対応に苦慮する学校に対し、個別に児童生徒や保護者に対応可能な常勤の生徒指導支援員（仮称）を新規配置すること。

9. 外国人児童生徒の教育支援体制の充実について

- (1) 都市自治体がALT（外国語指導助手）を雇用した場合は、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）活用と同様に財政措置を講じること。
- (2) 日本語指導を「特別の教育課程」として位置づけ、指導体制を確立するため、日本語指導の必要な外国人児童生徒の在籍状況に応じた日本語指導者の教職員配置を講じること。

10. 学校ICT化の支援について

- (1) 学校情報教育の質を向上させるため教員のスキルアップが強く望まれることから、ICT支援員の配置などICT支援事業に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 小中学校「校務支援システム（成績表、指導要録等を作成管理できるシステム）」の導入及び維持管理には多額の経費が必要となるため、事業費補助制度を創設するこ

と。

1 1. 学校施設環境改善交付金について

学校施設老朽化、教室不足、トイレ洋式化等の大規模改造事業に係る交付金について、児童生徒の安全面等を考慮し、地域の実情に合った財政措置を講じること。

1 2. 通学路の環境整備について

国の指示により実施した「通学路における緊急合同点検」により抽出された改善必要箇所の環境整備を継続的かつ計画的に推進するため、新たな財政措置制度を創設すること。

1 3. 公立高等学校の授業料無償化に伴う交付金について

公立高等学校授業料不徴収交付金は、都市自治体がそれぞれ実施していた減免等の事情を反映した制度に改正し、平成24年度以降の交付金に反映すること。

1 4. 歴史的まちづくり推進の支援制度について

- (1) 地域の歴史的景観の維持、保全や貴重な歴史的文化資産を活用したまちづくりを推進するため、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画の認定都市自治体の取組みに、総合的な支援制度を新設すること。
- (2) 行政事業レビューで景観形成総合支援事業は一旦廃止、歴史的環境形成総合支援事業は継続事業のみ支援対象としているため、歴史的建造物等の保全や復元を推進する新たな補助制度を創設すること。
- (3) 重要伝統的建造物群保存地区を目指した保存対策調査実施地区の啓発事業、伝統的建造物群保存地区の住民団体まちづくり活動及び建築設備を補助対象とする制度に拡充すること。